令和５年度 財政援助団体等監査報告書

第１　監査の対象

地方自治法第 199 条第７項の規定による財政援助団体等に対する監査を次のとおり実施した。

１　**対象団体**　社会福祉法人日向市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）

２　**監査の内容**

（１）　財政援助団体（補助金交付団体）として、令和４年度の補助金交付に係る出納その他の事務の執行を監査した。

（２）　公の施設の指定管理者として、令和４年度の当該公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を監査した。

第２　監査の期間

令和５年９月１５日から令和５年１０月１８日まで

第３　監査を実施した監査委員

監査委員　　門 脇　功 郎
監査委員　　畝 原　幸 裕

第４　監査の方法

日向市監査基準に準拠し、令和４年度の決算報告書、事業関係書類、出納及びその他の事務事業の執行状況に関する資料の提出を求め、当該書類、資料等について通査、照合等を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

また、監査の対象とした補助金交付及び公の施設の指定管理に係る事務を所管している課の関係事務の執行についても監査を実施した。

補助金交付の所管課
福祉部福祉課　福祉部こども課　健康長寿部高齢者あんしん課

公の施設の指定管理の所管課
福祉部こども課　健康長寿部高齢者あんしん課　建設部都市政策課

第５　監査の結果等

１　社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会は、本市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に設立されたものである。

２　財政援助等の状況

（１）補助金交付の状況（令和４年度）

市は、日向市社会福祉法人の助成に関する条例及び日向市社会福祉協議会運営補助金交付要綱等に基づき、社会福祉協議会へ補助金を交付している。

ア　日向市社会福祉協議会運営補助金（福祉課）　　合計 47,210,000 円
（ア）事務局人件費　42,086,000 円
（イ）総合福祉センター管理運営費　3,226,000 円
（ウ）東郷支所管理運営費　662,000 円
（エ）福祉推進員活動事業費　703,000 円
（オ）東郷地域総合福祉センター管理運営費　533,000 円
イ　民生委員活動費補助金（福祉課）　3,188,000 円
ウ　ボランティアまちづくり事業補助金（福祉課）　1,776,000 円
エ　法人後見体制整備支援事業補助金（高齢者あんしん課）
3,600,000 円
オ　医療・介護・福祉施設等物価高騰対策支援金（高齢者あんしん課）
50,000 円
カ　放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金（こども課）
1,719,040 円

（２）公の施設の指定管理料の状況（令和４年度）　合計 22,286,500 円
ア　日向市老人福祉センター指定管理業務（高齢者あんしん課）
6,369,000 円
イ　日向市日知屋児童センター指定管理業務（こども課）　5,524,750 円
ウ　日向市大王谷児童館指定管理業務（こども課）　5,524,750 円
エ　日向市駅東駐車場指定管理業務（都市政策課）　4,868,000 円

３　監査の結果

監査した結果、補助金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務については、社会福祉協議会及び所管課ともおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善を要する事項が見受けられた。

具体的な指摘等の内容は、以下のとおりであるが、これについては必要な対応を図るなど、適正な事務の執行に努められたい。

（１）　社会福祉協議会に対して

【注意事項】

①　日向市社会福祉協議会事務決裁及び委任に関する規程に改正漏れがあったので適切に処理されたい。

②　契約執行に伴い収受された見積書や着手届に受付印のないもの、また、着手届が供覧されていないものが散見された。発注者、受注者間でトラブル等が生じた場合に時系列に適切に事務処理を行っていることを立証するためにも文書の受付処理が重要であるので、日向市社会福祉協議会文書取扱要綱の規定に基づき適正に処理されたい。

（２）　所管課に対して

特段の改善を求めるような指摘事項等は認められなかった。